

区有施設における倒木対策について

区有施設の樹木については、施設管理者による日常的な確認とともに、定期的な剪定及び緊急的な伐採により維持管理を行っているところであるが、都内の公園等における倒木や、令和8年4月7日から8日にかけての夜間に緑野中学校で発生した倒木を踏まえ、樹木管理の強化を図るため、4月10日に中野区危機管理等対策会議を開催した。

同会議において、区有施設における樹木の状況を適切に把握するとともに、危険性のある樹木に対して適切な処置を講ずることにより、樹木による事故の未然防止を図ることを目的として、区有施設の樹木調査等を行うこととしたので報告する。

1 職員による緊急点検について

4月中に職員による緊急調査を実施し、おおむね高さ3メートル以上の樹木について、本数の把握及び状態の確認を行った。

(1)概要

本数 約1,900本

確認内容 樹種、目視による異常の有無(枯れ枝・根株周辺の菌類の発生等)

※公園内の樹木及び街路樹、学校施設の樹木については、別途調査を実施しているため対象から除外している。

(2)確認後の対応

確認の結果、特に対応が必要と判断された樹木については、伐採等の措置を順次実施している。

2 今後の対応

上記調査の結果、ほぼすべての樹木について健全性が把握されていないことが判明した。そのため、6月16日に開催した中野区危機管理等対策会議において、職員調査で確認した約1,900本について、外部専門家による樹木点検を年度内に実施し、樹木の健全性を把握することとした。

なお、診断の結果、緊急的な対応が必要と認められた樹木については、速やかに必要な予算措置を講じて適宜対処する。

3 今後のスケジュール

令和8年7月～ 予算調整・発注準備

10月頃 調査開始(樹木点検・管理台帳作成)

令和9年3月頃 調査終了